

観光振興事業費補助金（地域の観光資源充実のための環境整備推進事業）
交付要綱

	令和2年4月6日	観観資第285号
一部改正	令和3年3月18日	観観資第201号
一部改正	令和6年4月23日	観観資第239号
一部改正	令和7年1月27日	観観資第258号
一部改正	令和8年4月13日	観観資第15号 国都公景第16号

目次

第1章 共通事項（第1条―第3条）

第2章 地域資源を活用した観光まちづくり推進事業（第4条―第25条）

第3章 観光・歴史まちづくり推進事業（第26条―第45条）

第1章 共通事項

（通則）

第1条 観光振興事業費補助金（地域の観光資源充実のための環境整備推進事業）
（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、地域の観光資源充実のための環境整備を推進し、旅行者の訪問動機を高めるとともに、旅行者の地方分散並びに地域の回遊性及び旅行消費額の向上に寄与することを目的とする。

- 一 歴史、食、自然、文化に係る地域資源を活用した観光まちづくりを推進するための体験の拠点となる施設整備等を支援する事業（以下「地域資源を活用した観光まちづくり推進事業」という。）
- 二 観光に資する歴史・文化を活かしたまちづくりを進めるため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）に基づく認定歴史的風致維持向上計画に定められた重点区域において、歴史的資源を核

としたエリア一帯の環境整備を総合的かつ一体的に支援する事業（以下「観光・歴史まちづくり推進事業」という。）

（定義）

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「観光振興事業費補助金（地域の観光資源充実のための環境整備推進事業）」とは、前条の目的を達成するため、歴史、食、自然、文化の地域資源を活用した観光まちづくりを推進するための体験の拠点となる施設整備や街並みの高質化、観光インフラ整備、歴史的な建造物の保全・修景、環境整備のためのビジョン・戦略策定、整備効果促進等に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が補助する補助金をいう。
- 二 「観光地域づくり法人」とは、観光庁の観光地域づくり法人登録制度において登録されたDMOであって、地域DMO又は地域連携DMOである者に限る。
- 三 「補助対象事業」とは、歴史、食、自然、文化の地域資源を活用した観光まちづくりを推進するための体験の拠点となる施設整備や街並みの高質化、観光インフラ整備、歴史的な建造物の保全・修景、環境整備のためのビジョン・戦略策定、整備効果促進等に関する経費の一部を助成する事業をいう。
- 四 「補助対象事業者」とは、補助金の交付を受けて補助対象事業を実施する者をいう。
- 五 「間接補助金」とは、補助対象事業者が大臣から交付を受けた補助金を財源として、当該補助金の対象となる歴史、食、自然、文化の地域資源を活用した観光まちづくりを推進するための体験の拠点となる施設整備や街並みの高質化、観光インフラ整備、歴史的な建造物の保全・修景、環境整備のためのビジョン・戦略策定、整備効果促進等に係る事業を行う者に交付する補助金をいう。
- 六 「間接補助対象事業」とは、歴史、食、自然、文化の地域資源を活用した観光まちづくりを推進するための体験の拠点となる施設整備や街並みの高質化、観光インフラ整備、歴史的な建造物の保全・修景、環境整備のためのビジョン・戦略策定、整備効果促進等に係る事業をいう。
- 七 「間接補助対象事業者」とは、間接補助金の交付を受けて間接補助対象事業を実施する者をいう。

第2章 地域資源を活用した観光まちづくり推進事業

（補助対象事業等）

第4条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下本章において「補助対象

経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。ただし、別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者については、本補助金の交付対象としない。

- 2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分、補助対象経費及び補助率等は、別表1に定めるものとする。

(補助金の額)

第5条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表1に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助対象事業の実施に当たっては、補助対象事業者は様式第1による「観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）交付申請書」（以下「交付申請書」という）及び関係書類を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、様式第2による「観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）の消費税等の額の取扱いについて」により、課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の事業者種別等を明らかにするとともに、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下本編において同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して様式第1による申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

第7条 大臣は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、様式第3による「観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）交付決定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更するときは、次項に規定する軽微な変更を除き、様式第4による「観光振興事業費補助金（地域資源を活用

した観光まちづくり推進事業) 交付決定変更申請書」(以下「交付決定変更申請書」という。)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の軽微な変更とは、次の各号に該当するものをいう。
 - 一 補助対象事業の目的達成のために、別表1に掲げる事業について、相互間の弾力的な遂行のために必要と考えられるとき
 - 二 補助対象事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象事業者の創意工夫により事業計画の変更を認めることが、より効果的に補助対象事業の目的達成に資するものと考えられるとき
 - 三 補助目的及び事業の遂行に関係ない事業計画の細部変更であるとき
 - 四 個別事業間の補助対象経費の配分について、それぞれの配分額の3割以内の変更であるとき
- 3 前項の軽微な変更をしたときは、様式第5による「観光振興事業費補助金(地域資源を活用した観光まちづくり推進事業) 交付決定軽微変更届出書」を速やかに大臣に届け出なければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第9条 大臣は、前条第1項の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第6による「観光振興事業費補助金(地域資源を活用した観光まちづくり推進事業) 交付決定変更通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第7による「観光振興事業費補助金(地域資源を活用した観光まちづくり推進事業) 交付申請取下届出書」を大臣に提出しなければならない。

(補助対象事業者等の変更届出)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業者の住所、名称又は代表者の氏名に変更があったときは、様式第8による「観光振興事業費補助金(地域資源を活用した観光まちづくり推進事業) 補助対象事業者等の変更届出書」を速やかに大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第9による「観光振興事業費補助金(地域資源を活用した観光まちづくり推

進事業) 補助対象事業中止(廃止) 承認申請書」を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 補助対象事業者は、大臣の要求があったときは、速やかに様式第10

「観光振興事業費補助金(地域資源を活用した観光まちづくり推進事業) 補助対象事業遂行状況報告書」により補助対象事業の遂行状況について報告しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して1か月を経過した日又は3月10日のいずれか早い日までに様式第11-1による「観光振興事業費補助金(地域資源を活用した観光まちづくり推進事業) 補助対象事業完了実績報告書」(以下「完了実績報告書」という。)に必要な応じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、3月10日までに様式第11-2による「観光振興事業費補助金(地域資源を活用した観光まちづくり推進事業) 補助対象事業年度終了実績報告書」に必要な応じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 大臣は、前条の規定による完了実績報告書の提出があったときは、これを審査し、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第12による「観光振興事業費補助金(地域資源を活用した観光まちづくり推進事業) 額の確定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。なお、第17条ただし書による概算払の支払額が本条による交付すべき補助金の額を上回る場合は、次条第2項及び第4項の規定を準用する。

(交付決定の取消し)

第16条 大臣は、第12条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合

四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

五 間接補助対象事業者が、法令に違反又は間接補助金を間接補助対象事業以外の用途に使用した場合

2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払い)

第17条 大臣は、第15条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助対象事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払することができる。

2 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第13による「観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）支払請求書」を大臣に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助対象事業者は、補助対象事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、様式第14による「観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業・観光・歴史まちづくり推進事業）消費税等の額の確定に伴う報告書」を速やかに大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、未納金の額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(財産の管理等)

第19条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助対象事業者は、取得財産等のうち、第21条第3項に規定するものについて、様式第15による「観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）取得財産管理台帳」を備え、管理しなければならない。

(財産の帰属等)

第20条 補助対象事業を実施することにより財産権が発生した場合は、その権利は補助対象事業者に帰属する。

(財産の処分の制限)

第21条 補助対象事業者は、取得財産等について、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件」（平成22年国土交通省告示第505号。以下「財産処分告示」という。）に定めた期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の承認を受けようとするときは、様式第16-1による「観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業・観光・歴史まちづくり推進事業）補助対象事業財産処分等承認申請書」を大臣に提出しなければならない。この場合において、当該取得財産等を処分することにより収入がある場合には、様式第16-2による「観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）補助対象事業財産処分等収入金報告書」を大臣に提出し、大臣の請求に応じてその収入の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- 3 取得財産等のうち処分を制限する財産は、財産処分告示に定めた財産とする。

(補助金の経理)

第22条 補助対象事業者は、補助対象事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿、証拠書類及び補助対象事業に関する書類を事業完了の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(契約等)

第23条 補助対象事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助対象事業者は、補助対象事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

3 補助対象事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助対象事業の適切な遂行のために必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助対象事業者は、第1項又は第2項の契約に当たり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助対象事業の運営上、当該事業者でなければ補助対象事業の遂行が困難又は不適當である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 大臣は、補助対象事業者が前項本文の規定に違反して国土交通省からの補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助対象事業者は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助対象事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助対象事業者は必要な措置を講じるものとする。

(間接補助金の交付の際付すべき条件)

第24条 補助対象事業者は、間接補助金を交付しようとするときは、第7条から前条までに準ずる条件を付さなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

- 3 補助対象事業者は、間接補助金を間接補助対象事業者に交付する際、間接補助金の交付の手続き等について交付規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 4 補助対象事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第17条第1項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助対象事業者に支払わなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第25条 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助対象事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接対象補助対象事業者、その他の第三者の秘密情報（間接補助対象事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、補助対象事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助対象事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助対象事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助対象事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

第3章 観光・歴史まちづくり推進事業

(補助対象事業等)

第26条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下本章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。ただし、別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者については、本補助金の交付対象としない。

- 2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率等は、別表3に定めるものとする。

(補助金の額)

第27条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表3に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第28条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第17による補助金交付申請書を大臣あて申請することとし、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）に提出しなければならない。

- 2 所管地方整備局長等は、補助対象事業に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反していないかどうか、補助対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、様式第26の進達書に補助対象事業者よりの補助金交付申請書を添え大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第29条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、所管地方整備局長等はその決定を受け、様式第18により、その旨を申請者である補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第30条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第19による交付決定変更申請書を第28条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。

- 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - 二 別表3に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、費目間の経費の流用で、流用先の経費の3割（当該流用先の経費の3割に相当する金額が300万円以下であるときは300万円）以内の変更となる場合を除く。
- 2 所管地方整備局長等は、第28条の補助金交付の申請の手続きに準じて、様式第27による進達書を提出しなければならない。
 - 3 第1項第1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第20による変更届を大臣に届け出なければならない。
 - 4 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

(交付決定の変更及び通知)

第31条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、所管地方整備局長等はその変更を受け、様式第21により、その旨を申請者である補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第32条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を第28条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。

(事業の中止等)

第33条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を第28条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第34条 補助対象事業者は、所管地方整備局長等の指示があった場合には、速やかに様式第22による状況報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに所管地方整備局長等に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。

(実績報告)

第35条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第23による完了実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第24による終了実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。

2 所管地方整備局長等は、前項の実績報告書を受領したときは、様式第28より大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第36条 所管地方整備局長等は、前条の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第30条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めて補助金の額の確定をするときは、様式第25により確定通知書を補助対象事業者に交付し、額の確定後様式第29により大臣へ報告しなければならない。

- 2 所管地方整備局長等は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(交付決定の取消し)

第37条 大臣は、第33条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第29条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 所管地方整備局長等は、大臣により前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 所管地方整備局長等は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
 - 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払い)

第38条 補助金は第36条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第13による補助金支払請求書を所掌する支出官に提出しなければならない。

(取得財産等の整理)

第39条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合には、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、補助対象経費により取得した時期又は効用の増加した時期、所在場所及び価格を記載し、補助対象経費により取得した財産の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第40条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第41条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第42条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、所管地方整備局長等の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第16-1による財産処分等承認申請書を提出して所管地方整備局長等の承認を受けなければならない。

3 所管地方整備局長等は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者が利益が生じる場合は、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(補助金の整理)

第43条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第44条 補助対象事業者は、間接補助対象事業者に補助金を交付するときは、本要綱第29条から第32条、第34条から第37条及び第39条から第43条に準ずる条件を付さなければならない。

(事業評価の実施)

第45条 補助対象事業者は、自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、第35条本文の規定による完了実績報告書に添付して、それぞれ補助対象事業者から、交付申請書を提出した地方整備局、北海道開発局、又は沖縄総合事務局（以下「国土交通省地方支分部局等」という。）に報告する。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和8年度予算から施行する。
- 2 この通知による改正前の観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）交付要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1

補助対象事業（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）			
補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助対象経費	補助率等
次のイからハに掲げる要件の全てに適合している民間事業者等	地域資源を活用した観光まちづくり推進のための建造物等の新築、改修、除却、整備等のための補助事業費	（１）間接補助対象事業に要する経費 地域資源を活用した観光まちづくり推進のために必要な建造物等の新築、改修、除却、整備等に要する経費の一部を助成する事業に要する経費	1 / 2（間接補助対象事業者への補助については、別表 2 のとおり）
イ 補助対象事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、当該事業の遂行に必要な組織、人員を有していること	地域資源を活用した観光まちづくり推進のための建造物等の新築、改修、除却、整備等に係る事業に関する評価・事務経費	（２）事務経費 人件費、旅費、会議費、謝金、外注費、補助人件費、その他諸経費（通信・連絡費、印刷製本費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの）	間接補助対象事業に要する経費として交付される額の 1 割を上限（消費税が発生する場合は別途対象となる。）とする。ただし、この額によることが著しく不相当である場合には、この額によらない。
ロ 補助対象事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有していること			
ハ 補助対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること			

別表 2

間接補助対象事業（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）		
間接補助対象事業者	間接補助対象経費	補助率等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体 ・ 観光地域づくり法人（DMO） ・ 地方公共団体、観光地域づくり法人又は民間事業者を中心に構成される地域協議会 ・ 民間事業者等 	<p>地域資源を活用した観光まちづくりの推進するための体験の拠点となる施設整備等に関する経費であり、以下に掲げるもの。</p> <p>イ 建造物等の新築、改修、除却、整備等に係る経費</p> <p>ロ 建造物等の周辺環境の整備等に係る経費</p>	1 / 2（上限 2 億円）

※留意事項

- (1) 補助対象事業者が支出する経費についてのみ補助対象経費とする。
- (2) 補助金を受ける際の会計は、他の会計とは別に区分経理を行うものとし、補助対象経費は、当該事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみを対象とする。
- (3) 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した

様式第2を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第14に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

- (4) 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。

別表 3

補助対象事業（観光・歴史まちづくり推進事業）		
補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率等
地方公共団体、民間事業者等※ ※歴史的風致維持向上計画認定市町村においては当該市町村内の者に限る	イ 街並みの高質化 ロ 観光インフラ整備 ハ 歴史的な建造物の保全・修景等 ニ 環境整備のためのビジョン・戦略策定 ホ 整備効果促進	イからハについては1/2 （ただし、市町村が補助対象事業者への補助を行う場合は、補助対象事業者の補助に要する費用の2分の1又は当該補助対象事業費の3分の1のいずれか低い額） ニ及びホについては10/10（上限1,000万円）

(注)

補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第14に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

別紙1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付を申請するに当たって、また、補助対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第1（第6条関係）

令和 年度観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）
交付申請書

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）について、観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）交付要綱（令和 年 月 日付け観観資第 号）第6条の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう別紙関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象事業者
- 2 観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）の着手及び完了
予定日
令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 3 補助金申請額
_____円
- 4 別紙関係書類
(1) 様式第2

様式第2（第6条関係）

令和 年度観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）
消費税等の額の取扱いについて

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）について、下記のとおり補助対象事業の消費税額の取扱いについて報告します。

記

1. 補助金申請額

円

2. 消費税に係る仕入控除税額相当額（補助金ベース）

円

3. 補助金申請額相当額

円

4. 事業者種別 ※消費税の取扱いについて該当する箇所に○をつけて下さい。

- ・（課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）に該当します。

補助対象期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
基準期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
課税期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
消費税確定申告書期限	令和	年	月	日					

様式第3（第7条関係）

令和 年度観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）
交付決定通知書

観 観 資 第 〇 〇 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）については、観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）交付要綱（令和 年 月 日付け観観資第 号）第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
補助金の額	円

- 3 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）交付要綱に定めるところに従わなければならない。

様式第4（第8条関係）

令和 年度観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）
交付決定変更申請書

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け観観資第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容を下記のとおり変更したいので、観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）交付要綱（令和 年 月 日付け観観資第 号）第8条第1項の規定に基づき、申請します。

記

- 1 変更事項及びその内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 補助対象事業に要する補助対象経費及び補助金希望額（変更前と変更後を示すこと）
- 4 その他参考となる書類

様式第5（第8条関係）

令和 年度観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）
交付決定軽微変更届出書

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け観観資第 号で交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容を下記のとおり変更したので、観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）交付要綱（令和 年 月 日付け観観資第 号）第8条第3項の規定に基づき届出します。

記

- 1 変更事項及びその内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 補助対象事業に要する補助対象経費及び補助金希望額（変更前と変更後を示すこと）
- 4 その他参考となる書類

様式第6（第9条関係）

令和 年度観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）
交付決定変更通知書

観 観 資 第 ○ ○ 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年 月 日付けで変更申請のあった標記補助金にかかる交付決定を下記のとおり変更したので、観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）交付要綱（令和 年 月 日付け観観資第 号）第9条第1項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 事業名
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
補助金の額	円

様式第7（第10条関係）

令和 年度観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）
交付申請取下届出書

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け観観資第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業を、下記の理由につき、取り下げたいので観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）交付要綱（令和 年 月 日付け観観資第号）第10条の規定に基づき届出します。

記

- 1 取下理由
- 2 その他参考となる事項

様式第8（第11条関係）

令和 年度観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）
補助対象事業者等の変更届出書

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

標記について、観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）交付要綱（令和 年 月 日付け観観資第 号）第11条の規定に基づき、下記のとおり変更があったので届出します。

記

1 変更事項

変更前	変更後

（注：下線部が変更部分）

2 変更した年月日

令和 年 月 日

様式第9（第12条関係）

令和 年度観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）
補助対象事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け観観資第 号をもって交付決定（変更）通知のありました
標記補助金に係る補助対象事業について、下記の理由につき、観光振興事業費補助金（地域
資源を活用した観光まちづくり推進事業）交付要綱（令和 年 月 日付け観観資第
号）第12条の規定に基づき、中止（廃止）したいので申請します。

記

- 1 補助対象事業の中止（廃止）理由
- 2 補助対象事業の中止（廃止）時期
- 3 中止（廃止）する事業の内容
- 4 その他参考となる事項

様式第10（第13条関係）

令和 年度観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）
補助対象事業遂行状況報告書

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け観観資第 号をもって交付決定（変更）通知のありました
標記補助対象事業の遂行状況について、観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光ま
ちづくり推進事業）交付要綱（令和 年 月 日付け観観資第 号）第13条に基づき、
その遂行状況を添付書類のとおり報告します。

（添付書類）

- ・補助対象事業の遂行状況を明らかにした書類

様式第11-1（第14条関係）

令和 年度観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）
補助対象事業完了実績報告書

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け観観資第 号をもって交付決定（変更）通知のありました
標記補助対象事業の完了実績について、観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光ま
ちづくり推進事業）交付要綱（令和 年 月 日付け観観資第 号）第14条の規定によ
り、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象事業者
- 2 事業名
- 3 観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）の完了日
令和 年 月 日
- 4 補助金額

円

補助対象経費	円
交付決定額	円
実施額	円
補助金額	
備考	

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場
合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

- 5 補助対象事業者の添付書類
 - （1）補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類
 - （2）補助対象経費の実績額を明らかにした書類
 - （3）補助対象経費の支払いを証明する書類（添付できない場合は、後日提出するこ
と。）
 - （4）その他参考となる書類

様式第11-2（第14条関係）

令和 年度観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）
補助対象事業年度終了実績報告書

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け観観資第 号をもって交付決定（変更）通知のありました
標記補助対象事業の年度終了実績について、観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観
光まちづくり推進事業）交付要綱（令和 年 月 日付け観観資第 号）第14条の規定
により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象事業者
- 2 事業名
- 3 観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）の完了日
令和 年 月 日
- 4 補助金額

円

補助対象経費	円
交付決定額	円
実施額	円
補助金額	
備考	

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

- 5 補助対象事業者の添付書類
(1) 参考となる書類

様式第12（第15条関係）

令和 年度観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）
額の確定通知書

観 観 資 第 ○ ○ 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和 年度観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）については、観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）交付要綱（令和 年 月 日付け観観資第 号）第15条の規定により、下記のとおり確定したので、通知します。

記

- 1 事業名
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
補助金の額	円

様式第13（第17条、第38条関係）

令和 年度観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業
・観光・歴史まちづくり推進事業）
支払請求書

令和 年 月 日

官署支出官
国土交通省大臣官房会計課長 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の額の確定通知のありました
標記補助対象事業について、観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推
進事業・観光・歴史まちづくり推進事業）交付要綱（令和 年 月 日付け 第 号）
第 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 補助金の額	金 円	
2. 受取人 (口座名義)	フリガナ	(〒 -)
	住所	
	フリガナ	
	氏名	
3. 振込先金融 機関及び支店 名	銀 行 信用金庫 そ の 他 (その他：) 支店	
4. 預金種別	普通預金	当座預金
5. 口座番号		

- (注) 1 上記2.以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
2 上記3.は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。
なお、その他の場合にあつては、金融機関名（例：○○農業協同組合）を記入すること。
3 上記4.は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。
4 上記5.の口座番号は、右詰めで記入すること。

様式第14（第18条、第26条第2項関係）

令和 年度観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業
・観光・歴史まちづくり推進事業）
消費税等の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の額の確定通知のありました
標記補助金に係る補助対象事業に要する補助対象経費に係る消費税について、下記のとおり
報告します。

記

1. 補助金の額

円

2. 補助金の確定時における消費税に係る仕入控除税額

円

3. 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税に係る仕入控除税額

円

4. 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）

円

5. 事業者種別

消費税の取扱いについて該当する箇所に○をつけ、補助経費年度における対象期間を記載
して下さい。

課税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
簡易課税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
免税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日

（注）別紙として確定申告書等を添付することとする。

観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）

取得財産管理台帳（令和 年度）

取得者の氏名・ 名称	財産名	規格	数量	単価 (単位：円)	金額 (単位：円)	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）交付要綱（令和 年 月 日付け観観資第 号）第21条第3項に規定する処分制限以上の財産とする。

2 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第16-1（第21条、第42条関係）

観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業
・観光・歴史まちづくり推進事業）
補助対象事業財産処分等承認申請書

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業・観光・歴史まちづくり推進事業）により令和 年度に取得した財産について、下記のとおり処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）をしたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第21条の規定により申請します。

記

1 事業名

2 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供をしようとする財産等）

財産等の種類	財産等の名称	数量	取得価格（単位：円）		取得年月日
			単価	金額	
					年 月 日
					年 月 日

3 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）を必要とする理由及びその方法

様式第16-2 (第21条関係)

観光振興事業費補助金 (地域資源を活用した観光まちづくり推進事業)
補助対象事業財産処分等収入金報告書

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け観観資第 号で承認のあった財産処分について、収入金がありましたので、観光振興事業費補助金 (地域資源を活用した観光まちづくり推進事業) 交付要綱 (令和 年 月 日付け観観資第 号) 第21条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金の確定通知額及びその年月日
確定通知額 _____ 円
確定通知年月日 令和 年 月 日
- 3 補助対象経費の合計額
_____ 円
- 4 既に収入金又は収益金として返還した金額及びその年月日
返還額 _____ 円
返還年月日 令和 年 月 日
- 5 収入金又は収益金の合計額
- 6 納付すべき金額及びその年月日
- 7 納付すべき金額の算出基礎

様式第17（第28条関係）

令和 年度観光振興事業費補助金
（観光・歴史まちづくり推進事業）交付申請書

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（観光・歴史まちづくり推進事業）
金 円を交付されるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化
に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、別紙のとおり申請します。

様式第18（第29条関係）

令和 年度 観光振興事業費補助金
（観光・歴史まちづくり推進事業）交付決定通知書

令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国土交通大臣

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「令和 年度観光振興事業費補助金（観光・歴史まちづくり推進事業）」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業、補助金の額並びに補助対象経費及びその配分額は、別紙のとおりとする。
2. 補助対象事業者は、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び観光振興事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

様式第19（第30条関係）

令和 年度 観光振興事業費補助金
（観光・歴史まちづくり推進事業）交付決定変更申請書

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のありました
標記補助金に係る補助対象事業の（内容・経費の配分）を変更したいので、別紙のとおり申
請します。

様式第20（第30条関係）

令和 年度 観光振興事業費補助金
（観光・歴史まちづくり推進事業）交付決定変更届

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のありました
標記補助金に係る補助対象事業について、別紙のとおり事業内容を変更したので届出します。

様式第21（第31条関係）

令和 年度 観光振興事業費補助金
（観光・歴史まちづくり推進事業）交付決定変更通知書

令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国土交通大臣

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の変更申請のあった
標記補助金に係る補助対象事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法
律（昭和30年法律第179号）第10条第1項の規定により、別紙のとおり交付決定を変
更したので、同条第4項で準用する同法第8条の規定により通知します。

様式第22（第34条関係）

令和 年度 観光振興事業費補助金
（観光・歴史まちづくり推進事業）補助対象事業状況報告書

令和 年 月 日

地方整備局長 等 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のありました
標記補助対象事業の実施状況について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
（昭和30年法律第179号）第12条の規定により、別紙のとおり報告します。

様式第23（第35条関係）

令和 年度 観光振興事業費補助金
（観光・歴史まちづくり推進事業）補助対象事業完了実績報告書

令和 年 月 日

地方整備局長 等 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のありました
標記補助金に係る補助対象事業の完了実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に
関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定により、別紙のとおり報告します。

様式第 2 4 (第 3 5 条関係)

令和 年度 観光振興事業費補助金
(観光・歴史まちづくり推進事業) 補助対象事業年度終了実績報告書

令和 年 月 日

地方整備局長 等 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のありました補助金に係る補助対象事業の年度終了実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 1 4 条の規定により、別紙のとおり報告します。

様式第 2 5 (第 3 6 条関係)

令和 年度 観光振興事業費補助金
(観光・歴史まちづくり推進事業) の額の確定通知書

令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

地方整備局長 等

令和 年 月 日付け 第 号をもって実績報告のあった「令和 年度観光振興事業費補助金 (観光・歴史まちづくり推進事業)」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号) 第 1 5 条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

記

1. 確定補助金額 金 円

2. 確定補助金額の内訳

	補助対象設備等	確定補助金額 (円)
1		
2		
3		
4		
・		
・		
計		

様式第26（第28条関係）

令和 年度 観光振興事業費補助金
（観光・歴史まちづくり推進事業）交付申請進達書

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

地方整備局長 等

令和 年度観光振興事業費補助金（観光・歴史まちづくり推進事業）について、別紙のとおり補助金の交付申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、交付決定されたく進達します。

（備考）

1. 本様式に次表をあわせたものが進達書である。

番号	補助対象事業者名	補助対象事業等の名称		補助金額 (千円)	補助申請番号 日 付
		事業名	種別		

様式第28（第35条関係）

令和 年度 観光振興事業費補助金
（観光・歴史まちづくり推進事業）実績報告書の受理について

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

地方整備局長 等

令和 年度観光振興事業費補助金（観光・歴史まちづくり推進事業）について、補助対象事業の実績報告書を受理したので実績報告書写を添えて報告します。

様式第29（第36条関係）

補助金の額の確定（等）について

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

地方整備局長 等

標記について、別紙補助金確定通知書写のとおり補助金の額を確定したので報告します。
（なお、上記確定に伴い既に交付した国庫補助金超過額に対しては、別紙返還命令書写のとおり返還を命じたので併せて報告します。）